

新宮町告示第115号

令和7年第3回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年8月22日

新宮町長 桐島 光昭

- 1 期 日 令和7年9月3日  
2 場 所 新宮町議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

江口 正明君	片岡 誠治君
温水 眞君	安武久美子君
庵原 伸一君	西 健太郎君
大牟田直人君	横大路政之君
北崎 和博君	牧野真紀子君
上畝地白馬君	松井 和行君

---

○9月3日に応招した議員

全員

---

○9月4日に応招した議員

全員

---

○9月18日に応招した議員

全員

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和7年 第3回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

令和7年9月3日(水曜日)

---

議事日程(第1号)

令和7年9月3日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第75号議案 新宮町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 第76号議案 令和6年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 第77号議案 令和6年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第78号議案 令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 第79号議案 令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 第80号議案 令和6年度新宮町水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 第81号議案 令和6年度新宮町公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 第82号議案 令和6年度新宮町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 第83号議案 令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計決算の認定について
- 日程第12 第84号議案 令和6年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第85号議案 令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 第86号議案 令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第15 第87号議案 令和7年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第16 第88号議案 工事請負契約の締結について(上府～三代線(三代地区)道路新設工事(第1工区))
- 日程第17 第89号議案 工事請負契約の締結について(新宮東小学校昇降機設置工事)
- 日程第18 第90号議案 住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について
- 日程第19 第91号議案 町道路線の認定について
- 日程第20 報告第18号 令和6年度新宮町健全化判断比率等の報告について
- 日程第21 報告第19号 令和6年度新宮町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第22 報告第20号 令和6年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第23 報告第21号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第24 報告第22号 例月出納検査結果報告について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第75号議案 新宮町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第4 第76号議案 令和6年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 第77号議案 令和6年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第78号議案 令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 第79号議案 令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 第80号議案 令和6年度新宮町水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 第81号議案 令和6年度新宮町公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 第82号議案 令和6年度新宮町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 第83号議案 令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計決算の認定について
- 日程第12 第84号議案 令和6年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第85号議案 令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第14 第86号議案 令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第15 第87号議案 令和7年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第16 第88号議案 工事請負契約の締結について（上府～三代線（三代地区）道路新設工事（第1工区））
- 日程第17 第89号議案 工事請負契約の締結について（新宮東小学校昇降機設置工事）
- 日程第18 第90号議案 住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について
- 日程第19 第91号議案 町道路線の認定について
- 日程第20 報告第18号 令和6年度新宮町健全化判断比率等の報告について
- 日程第21 報告第19号 令和6年度新宮町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第22 報告第20号 令和6年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第23 報告第21号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第24 報告第22号 例月出納検査結果報告について
-

出席議員（12名）

1 番	江口 正明君	2 番	片岡 誠治君
3 番	温水 眞君	4 番	安武久美子君
5 番	庵原 伸一君	6 番	西 健太郎君
7 番	大牟田直人君	8 番	横大路政之君
9 番	北崎 和博君	10 番	牧野真紀子君
11 番	上畝地白馬君	12 番	松井 和行君

---

欠席議員（なし）

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	……………	井上 美和君	議会事務局主幹	……………	上野 将司君
議会事務局主査	……………	須崎 陽平君			

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	桐島 光昭君	副町長	……………	財間 輔君
教育長	……………	小川 隆弘君			
総務課長	……………	森 和也君	地域協働課長	……………	安河内正路君
政策経営課長	……………	高木 昭典君	税務課長	……………	末永富士美君
住民課長	……………	藤 由香君	健康福祉課長	……………	尾田 繁男君
子育て支援課長	……………	山口 望美君	産業振興課長	……………	森 真二君
環境課長	……………	片山 勇二君	都市整備課長	……………	稲光 豊君
上下水道課長	……………	石丸 洋君	会計管理者	……………	桐島 聡君
学校教育課長	……………	桐島 貴幸君	社会教育課長	……………	井上 和広君
代表監査委員	……………	井上 正剛君			

---

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 美和君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） ただいまから、令和7年第3回新宮町議会定例会を開会します。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（松井 和行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、庵原伸一議員、6番、西健太郎議員、事故に備えて7番、大牟田直人議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期決定について

○議長（松井 和行君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月18日までの16日間に決定いたしました。

会期の日程は、別に配付いたしております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（桐島 光昭君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和7年第3回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中、議員の皆様のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、先月8月9日からの低気圧等前線に伴う大雨は、8月9日21時16分に大雨警報が本町に発表され、同日23時47分、1回目の本町初となる線状降水帯が発生、その3分後には記録的短時間大雨情報が発表されました。さらに翌10日17時には、相島地区に本町初となる警戒レベル5が発表されたことに伴い、同地区に緊急安全確保を発令いたしました。については17時50分に、新宮町災害警戒本部を災害対策本部、職員配備体制も第1配備から第2配備に増強し、対応強化を図ったところでございます。また、同日18時30分に相島地区に避難指示を発令し、19時には19世帯30名の皆さんが避難なされております。さらに19時30分には、町内全域に避難指示を拡大し、19時37分には2回目の線状降水帯が発生いたしております。開設いたしました町内5か所の避難所の利用状況は、避難所3か所に最大27世帯49名の方が避難をなされております。

降雨量につきましては、9日から12日までの4日間で、新宮町役場の雨量計で総雨量430ミリ、相島小学校で同620ミリの降水量を記録するとともに、町内の被害状況といたしま

して、人的被害として怪我をされた方1名、床下浸水、床上浸水被害が数十件のほか、町内各所で道路冠水や水路損壊等の被害が発生いたしております。被害に遭われました住民の方々や事業者の皆様には心からお見舞い申し上げます。

特に、下水道におきます中央処理区の汚水を処理いたしますアクア新宮の地下2階部分の冠水により、機能停止になり、多くの皆様にご心配、ご迷惑をおかけいたしておりますこと、さらには、日々の生活排水の抑制にもご理解とご協力をいただいておりますことに、心からお詫びと御礼を申し上げます。1日も早く安心して元の生活を取り戻せるよう最大限努力してまいります。

また、本施設の復旧に際しては、お盆前のご多用の中、発災直後からアクア新宮に駆けつけていただきました国や県、ご支援を早期に申し出いただいた周辺自治体の皆様、町内企業をはじめ、様々な関係企業、関係団体の皆様には多くのご支援、ご協力をいただき心から感謝申し上げます。皆様方の迅速なご支援とご協力により、早期に復旧作業に着手できたものと考えております。

議員の皆様におかれましても、先日の臨時会におきまして、アクア新宮の復旧に向けた補正予算をご議決いただき、改めて感謝申し上げます。

アクア新宮のほかにも、JR新宮中央駅自由通路のエレベーターなど、現在被災した施設の復旧に向けた対応を進めておりますので、準備が整い次第、順次復旧に向けた作業を進めてまいります。その際には、新たな予算が必要となることも考えられますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。毎年のように豪雨災害等が発生し、多くの人命、家屋や土地、道路や河川などが失われております。その都度、防災の必要性を痛感しておりましたが、今回、当事者として災害と向き合うこととなり、課題も見つかりました。今後、今回の対応を総括し、次の災害への備えを充実させるとともに、防災に向けた取組を一層強化してまいりたいと考えております。

なお、本年度は合併70周年の記念すべき年として、イベントなどを企画しておりますが多くの町民の皆様にご負担をおかけしている現状においては、その内容の見直しが必要と考えております。本定例会におきまして、改めてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日提案いたしております議案は、条例の制定1件、令和6年度決算認定9件、令和7年度補正予算3件、契約議案2件、路線認定等2件の計17議案、また諸報告5件となっております。なお、追加議案等の予定もございます。

ご審議いただきまして、ご議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井 和行君） これより議案の審議に入ります。

---

### 日程第3. 第75号議案

○議長（松井 和行君） 日程第3、第75号議案、新宮町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） おはようございます。第75号議案、新宮町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由としまして、出産育児一時金の直接支払制度の定着に伴い、新宮町国民健康保険出産費資金貸付基金による貸付の必要性がなくなり、今後利用する者が見込めないため、新宮町国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いします。新宮町国民健康保険出産費資金貸付基金条例は廃止するとしまして、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第75号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第75号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第4. 第76号議案

### 日程第5. 第77号議案

### 日程第6. 第78号議案

### 日程第7. 第79号議案

### 日程第8. 第80号議案

### 日程第9. 第81号議案

### 日程第10. 第82号議案

### 日程第11. 第83号議案

### 日程第12. 第84号議案

○議長（松井 和行君） 日程第4、第76号議案、令和6年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件から日程第12、第84号議案までの9件は、令和6年度決算の認定となっておりますので、一括上程し議題といたします。

それでは、第76号議案から第84号議案までの議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） おはようございます。第76号議案、令和6年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、第84号議案、令和6年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定についてまでの説明をいたします。

4つの特別会計、4つの公営企業会計及び一般会計につきまして、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて議会認定に付するものでございます。

それでは、令和6年度新宮町決算と表題がついております一覧表で説明いたします。

第76号議案、令和6年度新宮町渡船事業特別会計から第84号議案、令和6年度新宮町一般会計まで各会計の決算収支は記載のとおりでございます。

第76号議案の令和6年度新宮町渡船事業特別会計から第79号議案の令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計までの4つの特別会計の合計としまして、歳入31億2,341万8,774円、歳出30億8,086万9,110円、差引4,254万9,664円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、4つの特別会計の実質収支の合計も同額となっております。

第80号議案、令和6年度新宮町水道事業会計決算の認定につきましては、収益的収入7億8,343万9,915円、収益的支出6億8,460万663円、差引9,883万9,252円となり、これから消費税分を除いた7,673万3,978円が当年度純利益となっております。資本的収入1億4,761万3,597円、資本的支出3億6,038万2,771円、差引マイナス2億1,276万9,174円となっております。なお、収支不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額1,847万8,126円、過年度損益勘定留保資金1億2,263万5,409円及び当年度損益勘定留保資金7,165万5,639円を補填として行っております。

第81号議案、令和6年度新宮町公共下水道事業会計決算の認定につきましては、収益的収入9億6,413万45円、収益的支出8億9,166万562円、差引7,246万9,483円となり、これから消費税分を除いた4,648万2,025円が当年度純利益となっております。資本的収入3億6,515万8,420円、資本的支出5億7,313万3,259円、差引マイナス2億797万4,839円となっております。なお、収支不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額2,702万2,681円、過年度損益勘定留保資金8,073万9,560円、当年度損益勘定留保資金1億21万2,598円で補填を行っております。

第82号議案、令和6年度新宮町簡易水道事業会計決算の認定につきましては、収益的収入

3,852万5,469円、収益的支出3,650万4,458円、差引202万1,011円となり、これから消費税分を除いた433万5,949円が、当年度純損失となっております。資本的収入1,072万1,000円、資本的支出1,665万481円、差引マイナス592万9,481円となっております。なお、収支不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額61万2,800円、引継ぎ現金531万6,681円で補填を行っております。

第83号議案、令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計決算の認定につきましては、収益的収入2,252万3,752円、収益的支出1,755万4,048円、差引496万9,704円となり、これから消費税分を除いた225万3,054円が当年度純利益となっております。資本的収入240万円、資本的支出621万5,381円、差引マイナス381万5,381円となっております。なお、収支不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額22万円、引継ぎ現金359万5,381円で補填を行っております。

続きまして、第84号議案、令和6年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入176億9,491万8,406円、歳出172億1,833万6,646円、差引4億7,658万1,760円、継続費繰越繰越額1,664万円、繰越明許費繰越額1億4,418万8,000円、実質収支額3億1,575万3,760円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） ここで決算に対する監査委員の監査意見をお願いいたします。

井上代表監査委員。

○代表監査委員（井上 正剛君） おはようございます。

6月25日付けで監査委員に就任いたしました井上正剛でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度新宮町歳入歳出決算審査及び基金運用審査意見書について説明いたします。この審査意見書は、地方自治法及び地方公営企業法等の規定に基づき、令和6年度新宮町一般会計、特別会計、地方公営企業会計の計9会計について、関係諸帳簿ごとの書類をもとに、温水委員と審査を行い、その結果を意見書として取りまとめたものでございます。

なお、簡易水道事業及び相島漁業集落環境整備事業は、令和6年度から地方公営企業法を適用した企業会計へ移行しております。審査の方法としまして、1ページの第3ですが、先に述べました法令及び新宮町監査基準に基づき、決算、その他関係諸表等の係数の正確性を検証するとともに、予算の執行、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き、担当各課、局長及び担当者から説明を受け、審査を実施いたしました。

まず最初に、審査の結果としましては、同じく1ページの第4、審査の結果に記載してありますとおり、各会計の決算及び決算書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、係数は

正確で内容も適正であると認め、特に指摘すべき事項はございませんでした。それから、審査の概要としまして、まず同じく1ページ下の段落に、一般会計特別会計ごとの歳入歳出の年度総額と前年度比較額及びその主な要因について記載しております。次に、2ページの上の段落に、4つの公営企業会計それぞれについて、主な事業を記載しております。そして、同じく2ページの次の段落以降に、総括意見としまして今後、執行部において検討・改善を必要とする事項を歳入歳出ごとに述べておりますが、その中で1つ説明を加えたい項目がございます。2ページの下から5行目に、予算の適正額の確保と適時・的確な見直しによる予算執行に努め、併せて3月31日付補正予算について検討され、予算編成に対する職員の意識向上を図られたいとしているところでございます。このことにつきましては、本町ではかなり以前から、3月31日付で補正予算を専決処分し、6月の定例会で議会に報告しておりますが、法令上、予算を定めることは議会の議決事件となっております。では、なぜ専決処分をしてきたのか。理由は定かではありませんが、審査で不用額が出た理由を聞いてみますと、ほとんどが見込みより実績が少なかったためとの答えが返ってきます。裏を返せば、当初予算編成時に適正な見込みがなされていなかったのではないかと考えられます。そこで、もしこの3月末の専決処分がなければ、3月の定例会に提出する補正予算に対する職員の考えが、よりシビアになってくるであろうし、ひいては、次年度の当初予算の編成に対する職員の意識も変わってくるのではないかと考え、検討されたいと意見を述べております。3ページ以降につきましては、各会計ごとに増減等など主な要因の分析を行っております。次に、意見書の1番最後のページになります。34ページの基金運用審査意見書についてですが、審査の説明に入ります前に、昨年と審査の対象を見直しましたので、そのことからご説明いたします。失礼しました。昨年までは、審査の対象を定額運用基金と積立基金としておりましたが、審査の根拠となる地方自治法第241条第5項の規定によりますと、対象となるのは定額運用基金のみとなっておりますので、そのように変更しております。

審査の結果ですが、基金の運用状況を示す書類の係数は正確であり、運用が確実かつ効率的に行われていることを確認いたしております。なお、昨年まで掲載していました積立基金につきましては、17ページの中頃、13款諸支出金の項目に基金年度末現在高の表を記載しております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） ここで監査意見に対する質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） お尋ねします。監査委員さんの2ページのところにあります、1点目で修繕料は本体の維持管理、現状復旧を目的するもので、大修繕、改築等は工事請負費で支出されるべきであると解されるということで、修繕料で処理されていた案件の中で、

工事請負費で対応すべきではないかと思われる事案が見受けられたということで、今後内容を精査され適正な科目において執行されたいということですが、この案件で、例えば修繕料の中でどういう案件が工事請負費に該当したのかなというのをお尋ねをいたします。それと、その下のほうに、補助金については事業の目的や達成などを検証し、必要に応じて廃止や休止を含めた事業の見直しを実施されたい。また、補助要綱に基づいた適正な運用を実施されたいというような項目も指摘されておりますけど、何か補助事業で見直しとか廃止とか、そういうものがあつたのか、お尋ねします。

○議長（松井 和行君） 井上代表監査委員。

○代表監査委員（井上 正剛君） お答えいたします。まず、修繕料と工事請負費の科目の件なんですが、修繕料は本体の維持管理、現状復旧を目的にするものでございますので、改良や改築に当たるものについては、工事請負費で計上するべきではないかという意見でございます。具体的に申しますと、防犯灯のLED化事業がございまして、防犯灯の水銀灯や蛍光灯を交換するとか、あと何か線が切れたから修繕するとかいった場合は、修繕料で計上でよろしいかと思いますが、LED化事業というのは本体そのものを交換するということになりますので、それだったら改良に当たるということで、修繕ではないのではないかということ、工事請負費のほうで計上されたいということ述べております。それから補助金についてですが、これも具体的に申しますと、オリーブ苗木助成事業補助金というのが毎年予算計上してあるんですが、ここ数年の実績を見ますと、実績はゼロで事業が成立しているとは思えませんので、事業開始当初の目的を再確認していただいて、今後事業をどう考えるのか検討されたいということで意見を述べております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。第76号議案から第84号議案までの9議案については、議長及び温水監査委員を除く議員10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認め、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。ここで10時15分まで休憩をいたします。

なお、休憩中に決算特別委員会の正副委員長を選出をお願いいたします。

午前10時02分休憩

.....  
午前10時15分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長は片岡誠治議員、副委員長は安武久美子議員に決まりましたので、ご報告いたします。なお、委員長におかれましては、9月5日、8日、9日の3日間、決算特別委員会にて審査をお願いしたいとともに、本会議最終日に審査結果の報告をお願いいたします。

---

**日程第13. 第85号議案**

○議長（松井 和行君） 日程第13、第85号議案、令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第85号議案、令和7年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ46万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,317万1,000円とするものでございます。歳出について説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、令和8年1月からの標準化に伴い、資格確認書や限度額適用認定証、新しく窓あき封筒等を印刷するため、10節需用費、印刷製本費に追加補正を行っております。歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。4款1項1目一般会計繰入金、2節職員給与費等繰入金は収支調整となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第85号議案、原案のとおり決する決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第85号議案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第14. 第86号議案**

○議長（松井 和行君） 日程第14、第86号議案、令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第86号議案、令和7年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算

について説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,719万9,000円とするものでございます。歳出について説明いたします。10、11 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目徴収費につきましては、令和8年1月からの標準化に伴い、新しく窓あき封筒を印刷するため、10 節需用費、印刷製本費に追加補正を行っております。歳入について説明いたします。8、9 ページをお願いいたします。4 款 1 項 1 目繰越金、1 節繰越金は収支調整となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第86号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第86号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 第87号議案

○議長（松井 和行君） 日程第15、第87号議案、令和7年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 第87号議案、令和7年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億7,113万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億9,758万2,000円とするものでございます。第2条継続費の補正、第3条繰越明許費、第4条債務負担行為の補正及び第5条地方債の補正につきましては、4 ページから5 ページまでになりますので、そちらのほうをお願いいたします。第2表継続費補正は、追加として10 款 6 項のそびあしんぐう外壁等改修工事監理委託料を計上しております。そびあしんぐう外壁等改修工事につきましては、当初予算で継続費を計上していますが、今回、同監理委託も継続費を計上するもので、総額、年度及び年割額は記載のとおりでございます。第3表繰越明許費は、2 款 1 項人事給与システム改修委託料につきましては、令和8年度から子ども子育て支援金制度が始まることにより、システムの改修が必要となりましたが、年度中に完了できない見込みのため繰り越すものです。第4表債務負担行為補正は、追加とし

て4事項、フィルタリングソフトライセンス購入、A Iドリルライセンス購入、小中学生海外派遣事業支援委託料及び休日部活動管理運営業務委託料につきまして、令和8年度の業者を本年度中に決定するため計上するもので、限度額につきましては記載のとおりでございます。最後に、5ページ、第5表地方債補正は、継続費で説明したそびあしんぐう施設整備事業につきまして、外壁等改修工事の監理業務委託分の増に伴う変更で、補正前補正後の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたします。款を追いながらの説明の前に、人件費に関わるものを説明いたします。一般職員の住居手当、フルタイム会計年度任用職員の児童手当及びパートタイム会計年度任用職員の費用弁償を計上しております。16、17ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費、12節議会中継システム保守委託料は、システムの更新に伴い、旧システム分を減額し、13節議場システムクラウドサービス料、議事録作成支援システム利用料を増額するものです。

2款1項1目一般管理費、12節人事給与システム改修委託料は、令和8年度から始まる子ども子育て支援金制度対応のための計上。ふるさと納税事業委託料、ワンストップ特例申請書受付業務委託料、13節公金システム使用料及びポータルサイト使用料は、ふるさと寄附金の見込み額に伴い増額計上するものです。4目会計管理費、10節印刷製本費は、システム標準化後に使用する窓あき封筒の作成のため計上するもの。12節キャッシュレス決済導入委託料及び17節事務用備品購入費は、キャッシュレス決済を導入するため、委託料と必要な機器の購入費を計上するもの。18節諸会議研修負担金は、日本経営協会研修負担金が増額となったため計上するものです。5目財産管理費、13節テレビ受信料は、公用車等に係る追加契約分及び遡及支払い分を増額計上するものです。7目電算管理費、10節消耗品費は、個人番号系PC用覗き見防止フィルター及びsmart on ICカードリーダーの購入、13節システム利用料は、議事録システム（ami voice）利用のため、17節電算用備品購入費は、個人番号系パソコンに必要な覗き見防止フィルターを購入するため、10節消耗品費へ組み替えるものです。18、19ページをお願いいたします。13目まち・ひと・しごと創生総合戦略費は、相島活性化事業実施に向けた会議の増により、8節普通旅費、13節船舶借上料の計上、また、お試し宿泊施設の修繕の補助金として、18節地域振興事業支援補助金を計上するものです。14目諸費、14節防犯設備整備工事費は、防犯灯新設に伴い、工事費が不足する見込みであるため計上するものです。15目定額減税補足給付金給付事業費、10節印刷製本費、11節郵便料金、振込手数料、13節コピー使用料は、振込通知の作成や申請書等の送付の費用などとともに、18節定額減税補足給付金を増額計上するものです。特定財源としまして、

15款2項1目1節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しています。2項2目賦課徴収費、10節印刷製本費は、システムの標準化後に使用するコンビニ納付書などの作成のために計上するものです。11節キャッシュレス決済手数料、13節キャッシュレス決済利用料は、税務課窓口分キャッシュレス決済利用のための費用を計上するものです。20、21ページをお願いいたします。3項1目戸籍住民基本台帳費、10節印刷製本費は、システムの標準化後に使用する窓あき封筒の作成のために計上するもの。11節キャッシュレス決済手数料及び13節キャッシュレス決済利用料は、住民課窓口分キャッシュレス決済利用のための費用を計上するものです。17節事務用備品購入費は、新たに発生する外国人在留事務に対応するため、当該事務用端末機2台を購入するため計上するものです。特定財源としまして、15款2項1目4節社会保障・税番号制度システム整備費補助金、15款3項1目2節中長期在留者住居地届出等事務委託金を充当しています。

3款1項1目社会福祉総務費、27節国民健康保険特別会計繰出金は、当該特別会計への繰出金で増額計上するものです。また、当初予算に計上しているeスポーツ実施費用に、特定財源として、16款2項2目1節個性ある地域づくり推進事業費補助金を充当しています。4目老人福祉費、10節修繕料、光熱水費は、いずれも相島ふれあい館のトイレ及び空調機の不具合に対応するため、費用を増額するものです。6目重度障害者医療対策費、10節印刷製本費は、システムの標準化後に使用する障がい者医療医療証の作成のため計上するものです。7目障害者福祉費、10節印刷製本費は、システムの標準化後に使用する窓あき封筒の作成のため計上するもの。12節システム改修委託料は、就労選択支援創設等に伴うシステム改修費用を計上するもので、特定財源といたしまして、15款2項2目2節障害者自立支援給付審査支払等システム事業費補助金を充当しています。22、23ページをお願いいたします。2項1目児童福祉総務費、10節印刷製本費は、システムの標準化後に使用する窓あき封筒等の作成のため計上するものです。5目子ども医療対策費及び6目ひとり親家庭等医療対策費、10節印刷製本費は、システムの標準化後に使用する子ども・ひとり親家庭等医療証の作成のため計上するものです。

4款1項2目予防費、12節健康運動教室実施委託料は、地域における運動習慣定着促進事業、いわゆるワンヘルス対応として、県の補助を受け実施するもので、特定財源といたしまして、16款2項3目2節地域における運動習慣定着促進事業費補助金を充当しています。3目母子衛生費、10節印刷製本費は、システムの標準化後に使用する窓あき封筒の作成のため計上するものです。

5目環境総務費、11節キャッシュレス決済手数料及び13節キャッシュレス決済利用料は、環境課窓口分キャッシュレス決済利用のための費用を計上するものです。

6款3項2目水産業振興費は、設置から32年が経過した相島給油タンク改修のため、18節漁業施設改修事業費補助金を計上するものです。24、25ページをお願いいたします。

8款2項4目駐輪場施設管理費、14節施設整備工事費は、新宮中央駅西口において駐輪スペースが不足しており、仮設の駐輪スペースを確保するための工事費用を計上するものです。5目駐輪対策費、14節駐輪対策整備工事費は、新宮町自転車保管所の看板が経年劣化により腐食し、傾いてきているため撤去し、新たに取り付ける費用を計上するものです。6項1目住宅管理費、10節印刷製本費は、システムの標準化後に使用するコンビニ納付書等の作成のため計上するものです。

9款1項2目非常備消防費、7節消防団員退職者報償金は、7年度に入り退団者が生じたため計上するもので、特定財源といたしまして、21款5項3目1節消防団員退職報償金を充当しています。3目消防施設費、10節修繕料は、第2分団の格納庫のシャッターが老朽化により開閉が難しくなっているため修繕を行うものです。

10款3項2目新宮中学校管理費、18節部活動補助金は、上位大会への出場が個人、団体ともに増えており、今後の新人戦等を勘案した場合、予算の不足が見込まれることから計上を行うものです。26、27ページをお願いいたします。6項8目歴史資料館費、14節歴史資料館整備工事費は、展示ケースの照明に不具合が生じており、更新するため費用を計上しております。10目そびあしんぐう管理費、10節修繕料は、消防施設の老朽化による不具合やエアコンの故障などに対応したことにより、今後の修繕案件において不足が想定されるため計上しております。12節施設整備工事設計監理委託料は、継続費の補正でも説明いたしましたが、そびあしんぐう外壁等改修工事の監理業務委託費用を計上するものです。特定財源といたしまして、18款1項2目1節企業版ふるさと寄附金及び22款1項4目3節そびあしんぐう施設整備事業債を充当しています。7項3目体育施設費、8節費用弁償は、新体育館建設基本構想策定協議会を設置することに伴い、出席委員の費用弁償分を計上するものです。

13款3項4目ふるさと応援基金費、24節基金積立金は、ふるさと寄附金の収入見込みにより増額するものです。

次に歳入について説明いたします。歳出において、特定財源として説明いたしましたものは省略させていただきます。10、11ページをお願いいたします。11款1項1目1節普通交付税は、額の確定によるものでございます。12、13ページ。18款1項1目1節ふるさと寄附金は、10億円増額し30億円となる見込みでございます。19款1項2目1節財政調整基金で収支調整を行っております。19款1項5目1節国民健康保険出産費資金貸付基金繰入金は、当該基金条例の廃止により繰り入れるものです。21款5項3目1節障害者移動支援事業費返還金は、移動支援事業における利用者負担分について、サービス提供事業者から返還されるも

のを計上するものです。なお、28、29ページに給与費明細をつけておりますのでご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。いくつかあるんですけども、まとめて言ったらいいですか。

まず、4ページの小中学生海外派遣事業支援委託料ですけど、これ以前ですね、せっかく経費をかけるので、行った人だけじゃなくて、行ってない人にも学びのあることにしてほしいという話をしたら、何か検討したいって、検討できるかもしれないみたいな回答をもらってたと思うんですけど、今回行って帰ってきて、その辺についてどういう動きをしているのかというのが1点。それと、この令和8年度ですね、何名を予定しているのかっていうのと、補助金の見込みですね。それを教えてください。

そして、16、17ページですかね、キャッシュレス決済がいくつかのところで導入されますけど、これ1回説明を受けているんですけども、これによってどういう効果を期待しているのかっていうのをお聞かせください。

そして、22、23ページの健康運動教室実施委託料ですけど、これ新しいことをするのかと思って聞いたんですけど、どういう内容なのかっていうのを教えてください。

それと、24、25ページですね。中央駅西口に駐輪場を仮設するということですけど、どの辺につくるのかっていう話と、

あと部活動補助金ですね、上の大会に行くところが増えてきたっていう話ですけど、とても嬉しいことだと思うんですが、言える範囲で、どういうところが行ってるのかっていうのを教えてください。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。まず小中学生海外派遣事業の件でございますけども、今回対策といたしまして、今年度オーストラリアのほうに行っております。シドニーのほうにですね。今回帰ってきました、数多くの人数を多くやるというのが非常にパスポートの兼ね合い等も含めて厳しいというところで、対策といたしましては、戻ってきた子どもたちが、文化祭等の行事で海外派遣をしたところの実践発表をするようにしております。その情報をもとに子どもたちに情報提供していきたいというふうに考えております。人数でございますけども、令和8年度に関しましても、一応、子どもたちの安全性を考えて、まず随行の人数も含めますと、なかなか厳しい状況でございますので、今年と同様の20名で今のところ考えております。補助金につきましては、こちらも今年度も補助金をいただいておりますけども、県の振興協会

のほうから限度額500万円がついておりますので、来年もそちらの申請をして、つくかどうかというのはちょっとあれですけども、そこの補助金の申請を行っていきたいというふうに考えております。

すみません。続けて部活動のほうもよろしいですかね。はい。部活動につきましては、昨年と同等レベルの形で非常に本当すばらしい子どもたちが成績を収めております。今回大きな要因といたしましては、県大会を制覇して九州大会のほうに参加しておるんですけども、九州大会のほう沖縄県であっております。航空機を使う関係上、個人それから団体ですね、それから道具、楽器等も含めるところも出てまいりますので、そういったところで費用がかさんでおります。今回、九州大会のほうはソフトテニス、それと新体操、ソフトテニス男女ですね。新体操になっております。こちらのほうにつきましては、いずれも九州大会で好成績を収めておりまして、全国のほうにも出ているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） はい。次に16ページのキャッシュレス決済の効果については。会計課長。

○会計課長（桐島 聡君） はい。キャッシュレス決済の効果についてお答えをさせていただきます。近年、お支払いの場において、スーパーですとかコンビニエンスストア、レストラン、そういった場において、お支払いの時にキャッシュレスの支払い、そういった機会がもうかなり多くのところに普及しております。糟屋地区内の自治体におきましても、何らかのキャッシュレス決済の導入がなされております。そういった状況を鑑みまして、新宮町の役場内においてはまだ現金のみとなっておりますので、それが現金だけではなくキャッシュレス、これがクレジットカードですとか電子マネー、QRコード、そういったところでお支払いができることで、支払いの幅がかなり増えてくるかというふうに考えております。そういった意味で住民サービスの向上につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。23ページの、健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。お答えいたします。政策経営課長の説明にもありましたとおり、ワンヘルスの対応として、このワンヘルスの6つの柱の中に健康づくりというものがありまして、その対応ということで、ウォーキングとかスロージョギングの運動教室を開催する予定としております。この分についてジョギングを伴いますので、高齢者ではなく成人というところ、幅広く対象に運動教室を1回行うもので計上しております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 次に、24ページ、25ページの、都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） はい。お答えいたします。駐輪場でございますが、駅西口に向かいます、駅に向かいますと右側にコンクリートで囲っておる駐輪場がございます。そこからまた線路沿いに右へ進みますと、歩道が広がっているようになっている部分と一部あそこ公園も一部ポケットパーク的な公園を確保しておりますが、その部分に仮設の駐輪場、内容的には黄色で枠を地面に黄色で線で囲って、ちょっと柵といいますか、動かせるような軽微な柵を設置するような簡単なもので考えております。おおむね大体今、80台から90台程度が確保できると思っております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） はい。一応、全ての答えが出ましたけどよろしいですか。質問ほかにごございますか。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。お尋ねします。16、7ページ。まず、ふるさと納税の現況についてお尋ねをしますが、今の段階で例年とほぼ同等の増額補正がされておるわけですが、現況で寄附額がどれぐらいまで実績があるのか。それから、今後本年の10月から制度改正が予定されておって、ポイント制度の廃止だとか、それ以外の細かいことは私も把握していませんが、1番大きな状況変化がそれだろうと思うんですが、その制度変更が新宮町のふるさと納税の寄附金額にどのような影響を及ぼすのか。これはなっていないから分かりませんが、取りあえず現況の中で、その影響を織り込んだ上で、従来どおりの10億円の寄附額を期待して予算計上されておるのかどうか。その見通しについて、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、同じく同ページの財産管理費、受信料についてお尋ねをしたいと思うんです。これ当初予算で8万円の、これ多分、一般的なテレビの受信機に対する受信料だろうと思うんですが、それ以外に158万4,000円、先ほどの説明では公用車の受信料の遡及という説明をいただいたんですが、過去の分を遡って払うということになるんだろうというふうに、言葉では理解するんですが、その積算根拠、要するに何年遡ってどれだけの分を支払うのか、これがなぜこういう状況になっておるのか、その経緯を細かく説明をいただきたいと思います。それから、こういった場合については、遡及するにしても時効があると思うんですよね。何年遡らないといかんのか、それが法的にどういう根拠に基づいて、これが計上されたのか、ご説明をいただきたいと思います。それと同時に、今度、同じような状況が他の自治体にも発生しているんじゃないかなというふうには思うんですが、その辺の他の自治体の状況ですね、これをご説明いただきたいというふうに思います。いずれにしても、一般的に遡及っていうのは、この場合当てはまらないんじゃないかなと思うんですね。用語として。っていうのは、遡及これちょっと法律的な私の勝手な解釈なんであれなんですけど、一般的に当事者にとってマイナス分

は遡及しないというのが原則ですから、何らかの形で支払責務が存在するから遡って支払いを求められてるんだということになるろうと思いますので、この場合の遡及ってというのはちょっと用語として適切じゃないんじゃないかなというふうに、私は理解しておるんですが、その辺の事情をご説明いただきたい。これが1点ですね。

それから、繰越明許費についてお尋ねをしたいんですが、システム改修が年度内に収まらないので繰越明許をします。まだ残りは半年、6か月あるにもかかわらず、この時点で繰越明許を決め込むというのはおかしいな。決めたってというのは、どういう理由に基づくのか、ご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（松井 和行君） はい。総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。まず、ふるさと納税の現状についての説明をさせていただきます。

まず、ふるさと納税、7月分までの状況としましては、大体総額ですけれども85パーセント、前年度対比85パーセント程度で推移しております。ですので、通常でいけば、前年度の85パーセントで予算化するということになるんですけれども、まだまだ先の状況が見えませんが通常は補正予算まではまだしない状況だったんですけれども、今回先ほど言われましたように、新たに制度が変わりましてポイント還元がなくなるということで、いろんなところで報道で駆け込み需要があるのではないかとということが言われています。実際に、令和5年度の制度改正の際には、9月分の総額として17億ほど、その月だけで収入がございました。仮に同じような状況になりますと、今、総額で20億での見込みでの歳出予算、歳入予算を組ませていただいておりますけれども、それをオーバーする形になりまして、12月でのその時期の数字も合わせますと、現計の20億では足りないのではないかとということが予想されましたので、今回まだ見込みからいうともう少し予算化してもよかったんですけれども、10月最大でも12月まで対応ができるようにということで、総額30億までの予算化をさせていただいて、それに対応できる歳出の予算を今回計上させていただいたということが今の現状になっております。それとあとポイント還元ですね、そちらがなくなった場合の影響ですけれども、全国一律でなくなるということになりますので、もしかすると全体での総額、ふるさと納税に対する影響はあるのかもしれませんが、特別こちら新宮町だけに特化した形での影響は少ないのではないかとこのふうには考えております。ただ、新宮町自体がここ数年ずっと減ってきた状況にありますので、それに対応できるような増額を見込めるような措置も考えないといけないというふうに考えておりますので、今は新たに「さとふる」のほうも、今回ポータルサイトとして加えてみようかということで手続きを進めさせていただいているところです。いろんな機会を増やすことで、少しでも納税額を増やしたいということで今努力をしているところでご

ざいます。

次に、テレビの受信料になります。こちらは、公用車につけておりますカーナビですかね、そちらにテレビ受信ができる機能がついてるものがありまして、そちらの今回、総務課で総合的に管理している台数が5台、消防車が5台、それとそびあのほうで管理しております公用車が1台ということで、そちらが対象になっています。先ほど言われましたように、時効という話があるんですけども、今回NHKさんと協議をさせていただいたときには、本来、契約そのものをしていないので、時効が発生しないということになっています。そもそも使用するに当たっては申請を出さないといけない。その手続きが行われてないということで、時効の対象にはならないというふうにお聞きしています。そして、今回1番古いものに関しては、平成9年からのものがございまして、その年、その年で受信料自体の変更等がございまして、単価には微妙なばらつきがありますけれども、実際その公用車ごとにくらというこでの試算をされてきて、その合計が今回上がってきている金額になっております。なお、糟屋郡内、正確にちょっと把握はしていませんけれども、今のところ、予算がないという話は伺っています。今後予算化をして支払いをしないといけないんじゃないかということ考えているということは何か町かはお伺いをしました。あと全国的なニュースによりますと、いろんな県のほうが公用車というよりもパトカーですかね。そちらのほうがかなりの台数持たれているので、かなりの負担が出てくるということで、テレビ報道などはございましたけれども、その中ですみません、はっきりとちょっと覚えてはないんですけども、どちらかの市長さんが割引じゃないですけども、何かできないかということの発言はされておられました。こちらとしても何らかの方法がないのかということで、NHKさんと協議をさせてもらったんですけども、現時点ではNHKさんのほうでの回答はございません。ですので、あくまでも負担をしないといけないものでございましたので、今回予算を計上させていただいております。

最後に、人事給与システムの繰越明許の話でございますけれども、作業についてはそれほど多く時間は取らないんですけども、今4月以降じゃないと分からない、具体的に言うと様式の関係なんですけれども、その関係がありまして、その分まで含めて今回、業務委託をすることにしておりますので、繰越明許を今回組ませていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。それでは、1点ずつ追加させてお尋ねをしたいと思います。まず、ふるさと納税について。制度改正による駆け込み、これは確かに多分、私もあるんだろうというふうに思いますが、その反動、要するに10月以降というのはもう限りなく逆に減っていくということが言えると思いますので、要するに新制度に向けた取り組みについて

のは、これからもやはり相当腰を入れて取り組むというかな、要するに厳しい状況を甘んじて受けながら、対応策を検討していかないかんだろうというふうに思っています。先ほど説明の中でありました「さとふる」を追加、そもそも「さとふる」を入れてなかったっていうのは、手数料が高いからでしょ。これが結局大きな問題の1つではあるんですよね。要するに、手数料が今までどおりに徴収されるということは、税金の無駄遣い、結果的に、私はそういうふうに思っていますので、これも交渉の中でどういうふうにやっていくのか、ぜひ努力していただきたい。これは申し添えておきます。

それから、テレビの受信料については、これはもう私は非常に憤りを感じております。っていうのは、さっきの説明にもありましたように、例えばそもそも契約がないって。契約がないものを遡って払うということ自体が、もうそもそもおかしい。契約が発生した時点から払うのが、本来の在り方ですね。だから、それまでの対応が自治体として対応まらなかったのか、私はそうじゃないと思うんですよね。何々党じゃない、私もそうじゃありませんけども、基本的にその対応の方法としては、やはりもし仮に、これだけカーナビが普及している中で、支払いの必要性があるんだったら、当然ながら当事者が請求をすると。要するに、支払ってほしいというアプローチがあってしかるべきだろうと思うんですね。ですから、私は今回の支払いに応ずるに当たっては、契約をした日からの分に私はなるべきだろうというふうに考えています。ですから、これが交渉の中でどういうふうになっていくのか、私は分かりませんが、取りあえず、本来の契約の在り方とすればそうじゃないかなと。契約もしてないものを遡って払う、時効がないのと同じように契約がないのに遡る意味が、私は考えられないというふうに思っています。この辺は、どういうふうにお考えになるのか、ぜひ検討していただきたい。それこそ顧問弁護士さんもいるわけですから、きちんと法的な根拠を明確にして、この対応を決めていただきたいと思います。予算は予算、これとして、まず対応方法として検討をお願いしたいというふうに思います。

以上です。受信料についてのみ、お答えください。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。テレビ受信料の話ですけれども、NHKさんと協議した時に、いろんな話もさせてもらったんですけれども、今のところ法的にはもう支払わないといけないうふうな、こちらとしては理解をしています。ただ、あくまで法律の話になってくるので、何らかの救済措置があってしかるべきじゃないかというふうには考えておりますので、今後もNHKさんと協議をしながら、何らかの方法がないかどうかをまた詰めていきながら、実際の支払いにはしたいなというふうには考えております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第87号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第87号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 第88号議案

○議長（松井 和行君） 日程第16、第88号議案、工事請負契約の締結について、上府～三代線（三代地区）道路新設工事（第1工区）を議題といたします。議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 第88号議案、工事請負契約の締結について。

三代土地区画整理事業地内における上府～三代線（三代地区）道路新設工事（第1工区）の工事請負契約を下記のとおり締結するものでございます。記といたしまして、1、契約の目的、上府～三代線（三代地区）道路新設工事（第1工区）。2、契約の方法は随意契約。3、契約金額は6,545万円、うち消費税及び地方消費税額は595万円。4、契約の相手方は記載のとおりでございます。5、工期は、契約締結日の翌日から令和8年3月27日までとしております。提案理由といたしまして、町道上府～三代線は、県道小竹下府線と県道町川原福岡線の両路線から新宮ふれあいの丘公園を中心とした町防災活動拠点へ繋ぐ重要な道路として整備を進めております。本工事箇所は、三代土地区画整理事業区域内に位置し、土地区画整理事業完了後には、立花小学校及び新宮東小学校への通学路として、また、町防災活動拠点への避難路として、三代土地区画整理事業に併せて本町が整備する重要な道路として位置づけています。本工事を施行するため、令和7年8月8日に見積りを徴収し、工事請負人を定めましたが、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。参考資料1ページをお願いいたします。（1）随意契約の理由でございます。現在、本工事箇所では、三代土地区画整理組合の道路の盛土工事、上水道や下水道の埋設工事が進んでおります。これらの工事と今回、町が行う工事は、同じ道路内での工事であり、並行して同時期に施工しなければなりません。そのため、町が別事業者が発注すると、工事工程等、詳細な調整が困難となり、スケジュールの遅れが予想されます。また、本事業完了後の道路法線は、新設されます都市計画道路三代・的野線と交差し、法線変更された県道町川原・福岡線へ接続されます。都市計画道路三代・的野線は、令和9年度に供用開始を目指し、組合により工事を施工しておるため、工事が遅れますと道路交通網へ影響を生じることになります。よって、組合の事業スケジュールに合

わせて工事を順調に行うために、区画整理組合の業務代行者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により工事を実施するものでございます。(2)見積り結果でございます。見積額、設計額及び請負比率は記載のとおりでございます。続いて、(3)工事概要でございます。工事延長は114.5メートル、道路側溝等の設置、車道及び歩道の舗装、照明灯の設置などを行います。2ページには、別紙1として工事箇所の位置図、3ページには、別紙2として道路計画平面図、道路標準断面図等を添付していますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長(松井 和行君) 質疑を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(松井 和行君) 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第88号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長(松井 和行君) はい。全員賛成と認め、第88号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第17. 第89号議案

○議長(松井 和行君) 日程第17、第89号議案、工事請負契約の締結について、新宮東小学校昇降機設置工事を議題といたします。議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(森 和也君) 第89号議案、工事請負契約の締結について。

下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。契約の目的、新宮東小学校昇降機設置工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、71,005,000円となっております。契約の相手方、株式会社立花建設、代表取締役、岩隈仁。工期、契約締結の日の翌日から令和8年3月25日まで。提案理由といたしまして、新宮東小学校昇降機設置工事を施工するため、令和7年7月29日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページをお願いいたします。参考資料といたしまして、(1)入札結果表を記載させていただいております。(2)といたしまして、工事概要、新宮東小学校昇降機設置工事一式とさせていただいております。2ページをお願いいたします。位置図、配置図としまして、そちらのほうに図面を載せさせていただいております。設置箇所につきましては、ちょうど中央部になりますけれども、中庭の部分で新たに設置するということになっております。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 位置図のところについて質問したいんですけど、例えば、車椅子とかで、この東小学校に行ったときに、どこをどう通っていくと行けるのかなというのをちょっと説明いただきたいんですけど。また、今スロープとかで入れるところってどこがありますか。ちょっと確認させてください。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 駐車場が、ここの職員室の前にあると思うんですけど、そこから多分このエレベーターができたところまで車椅子とかで行ったら行けるようになるっていうのが、せっかくエレベーターをつけるので必要だと思うんですけど、その辺についてどうお考えか、お聞かせください。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。お答えします。一応、外から入るときに渡り廊下を通るところも出てくるかと思しますので、そういったところは当然、段差のないような形での対応と増築棟のところになると思しますので、この増築棟のところから入れるような形で、エレベーターのほうは利用できるように考えております。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） せっかくエレベーターをつくるので、全体的なユニバーサルデザインというか、そういうところまで考えていただきたいなと思います。答弁は結構です。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第89号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第89号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第18. 第90号議案

○議長（松井 和行君） 日程第18、第90号議案、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法についてを議題といたします。議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（藤 由香君） 第90号議案、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとするものでございます。

理由といたしまして、別図の区域内において住居表示を実施するため、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。1ページの別図をご覧ください。下府土地区画整理事業地内及びその周辺の大字下府のエリアの一部について行うものでございます。図面において、赤い太枠で囲ったエリアになります。図面左側の区域の北西部を起点としますと、湊川に係る天神橋から町道新開・卯戸線の東側を境に南下し、県道湊・下府線をまたぎ人丸の里と梶取池の間から東側に入り、今回の区画整理事業地を囲むように、人丸公園、日ノ下池を囲み、美咲、桜山手との境界を囲むように、県道湊・下府線まで北上します。図面右側の湊・下府線の南側を東に向かい、長縄手橋より北上、湊川中心を囲み、新開橋、人丸橋を通過し、天神橋までを囲む区域を住居表示実施区域とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第90号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第90号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第19. 第91号議案

○議長（松井 和行君） 日程第19、第91号議案、町道路線の認定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 第91号議案、町道路線の認定について、ご説明いたします。

今回認定する路線は、路線番号676から680の5路線で、それぞれ路線名、起点、終点、道路の種別は記載しておるとおりでございます。理由といたしまして、新宮町大字湊前の池宅地開発に伴い、新たな区画道路が整備され、令和7年度中に土地利用の開始、区画道路の町への移管が行われるため、町道路線の認定を行うもので、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、町議会の議決を求めるとでございます。なお参考資料といたしまして、1ページに認定路線図、2ページから5ページに道路標準断面図を添付しておりますので、ご参照ください。また、路線番号676前の池1号線の一部と677前の池2号線の一部が、福岡市の区域内に位置するため、道路法第8条第3項及び第4項の規定に基づき、令和7年6月18日に福岡市議会の議決を受け、6月19日付で福岡市長の承諾を受けておりますことを申し添えます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、第91号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第91号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。庵原委員長、よろしく願いいたします。

---

## 日程第20. 報告第18号

○議長（松井 和行君） 日程第20、報告第18号、令和6年度新宮町健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 報告第18号、令和6年度新宮町健全化判断比率等の報告について、ご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度新宮町資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。1ページ、総括表①健全化判断比率の状況でございます。上段の表、中央から右側の実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、資金不足が生じておりませんので、バーで表示しています。その右隣、実質公債費比率は8.9パーセントで、令和5年度と比較して0.3ポイント増加しております。実質公債費比率については3か年度の平均値であり、令和5年度、こちらは令和3年度から令和5年度の平均ということになります。それと、令和6年度、令和4年度から令和6年度の平均となります。こちらと比較いたしまして令和3年度、単年度が7.89001パーセントが令和6年度単年度8.53150パーセントに置き換わった結果、0.3ポイント増となっているということになります。増減の要因となる数値の状況としましては、分子を構成する元利償還金と分母を構成する標準財政規模はともに増加しておりますけども、分母の数値の伸びが大きかったため、その結果として単年度の実質公債費比率は減少することになっております。次に、右端の将来負担比率につきましては、当面、昨年度と同様に、将来負担額を充当可能財源が上回っており、将来負担比率がマイナスとなるため、バーで表示しております。昨年度の数値と比較すると、将来負担額Aが減少し、充当可能財源等Bは増加しているため、差額A-Bについてはマイナスが大きくなっているという状況でございます。2ページから4ページまでは算出表になりますので、ご参照頂きたいと思います。5ページをお願いいたします。公営企業会計に係る資金不足比率の状況につきましては、資金不足が生じていないため、バーで表示しています。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

---

#### 日程第21. 報告第19号

○議長（松井 和行君） 日程第21、報告第19号、令和6年度新宮町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 報告第19号、令和6年度新宮町一般会計継続費精算報告書について説明いたします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和6年度新宮町一般会計継続費精算報告書を議会に報告するものでございます。1ページをお願いいたします。令和6年度に継続年度が終了した事業について報告いたします。10款2項立花小学校特別教室棟及び渡り廊下新設工事設計事業で、全体計画としまして総額1,892万1,000円。年割額、令和5年度1,733万1,000円。令和6年度159万円。これに対し、実績につきましては支出済額が、令和5年度は1,183万円で、令和6年度は159万円で、継続費通次繰越として、令和5年度から令和6年度に550万1,000円を繰越し、年割額と支出済額の差が550万1,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

---

#### 日程第22. 報告第20号

○議長（松井 和行君） 日程第22、報告第20号、令和6年度新宮町土地開発公社経営状況報告についてを議題といたします。内容の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 報告第20号、令和6年度新宮町土地開発公社経営状況について、説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。このページは令和6年度の事業報告として、役員に関する事項及び理事会に関する事項について記載しております。2ページをお願いいたします。このページから令和6年度の公社事業実績報告書となります。用地の取得につきましては、夜白4丁目公園整備事業用地として1件、上府～三代線道路整備事業用地として5件、千年家緑

地整備事業用地として1件で、取得面積の合計が2,854.08平方メートル。合計金額が5,087万7,210円です。3ページをお願いいたします。用地の売却につきましては、新設中学校及び周辺道路整備事業用地として3件、新宮ふれあいの丘公園拡大整備事業用地として1件、合計3,360.84平方メートル。合計金額が3,122万7,517円となっています。4、5ページをお願いいたします。収支決算書、収入の部の主なものにつきまして説明いたします。1項1款1目用地売却収入、3,122万7,517円は、先ほど説明いたしました契約件数4件の用地売却に伴うものでございます。1款1項2目附帯等事業収入、1節土地貸付料の281万7,319円は、JR新宮中央駅東口駐輪場用地及び三代・的野線道路用地など、駐車場または看板用地として貸付けしており、その貸付料でございます。2款1項1目借入金、1節短期借入金として、13億5,000万円を借入れております。借入金の内容につきましては、16、17ページに記載しておりますが、約6か月間の短期借入れとして、7億円と6億5,000万円を金融機関から借入れております。以上、その他の収入とあわせて、収入合計13億8,406万8,897円となっております。次に6、7ページをお願いいたします。支出の部でございます。主なものを説明させていただきます。1款1項1目公有用地取得費、1節用地費、5,087万7,210円は、先ほど説明しましたとおり、契約件数7件分の用地費でございます。2款1項1目支払利息、1節支払利息、101万8,136円は、先ほど説明いたしました短期借入金の返済時に生じた2回分の利息の合計額、3款1項1目借入金償還金、1節借入金償還金、13億5,000万円は、16、17ページの短期借入金明細書の記載のとおり、金融機関から借入れた事業資金を令和6年8月と令和7年2月に償還したものでございます。以上、その他の支出とあわせまして、支出合計14億914万3,144円となり、収支差額はマイナス2,507万4,247円となります。なお、8ページ以降に財産目録、貸借対照表、損益計算書、公有用地明細書などを添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

---

### 日程第23. 報告第21号

○議長（松井 和行君） 日程第23、報告第21号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（森 和也君） 報告第21号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告させていただきます。1ページをお願いいたします。今回の報告は、令和7年5月1日から令和7年7月31日までの報告となります。なお、今回から予定価格が200万円以上の工事または製造の請負契約、予定価格が100万円以上の委託契約の報告とさせていただきます。1ページ、一般会計が9件、特別会計が0件となっております。2ページをお願いいたします。予定価格が100万円以上の委託契約については、一般会計が37件となっております。飛びまして4ページをお願いいたします。予定価格が100万円以上の委託契約について、特別会計については1件となっております。5ページをお願いいたします。事業会計4会計におきまして、予定価格が200万円以上の工事または製造の請負契約が6件、予定価格が100万円以上の委託契約が6件となっております。なお、参考資料といたしまして、入札結果表を添付しておりますので、ご参照ください。説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

---

#### 日程第24. 報告第22号

○議長（松井 和行君） 日程第24、報告第22号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。質問があれば、監査委員にお尋ねください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 以上で報告を終わります。

---

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程を終了し、散会いたします。

午前11時33分散会

---